

記者発表：沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）と独立行政法人国際協力機構沖縄国際センター（JICA沖縄）との連携強化について

独立行政法人国際協力機構沖縄国際センター  
沖縄振興開発金融公庫

別添 沖縄公庫とJICA沖縄の連携内容

1 沖縄県内で事業を営む者への情報提供

- ポスターやパンフレット等を、相互の事務所内に設置する。
- 相互の海外展開支援に係る取組みについて、沖縄県内で事業を営む者に幅広く周知する。

2 沖縄県内で事業を営む者からの個別相談への対応

- 海外展開について、県内事業者からJICA沖縄に相談があった場合やJICA沖縄の海外展開支援事業（基礎調査、案件化調査、普及・実証事業等）受託者で資金調達等が必要な案件については、事業者の同意を得て沖縄公庫へ情報提供を行う。
- 海外展開について、県内事業者から沖縄公庫に相談があった場合で進出先が開発途上国等、JICA沖縄の支援が必要と見込まれる案件については、事業者の同意を得てJICA沖縄と連携して支援を行う。
- 沖縄公庫が実施する県内事業者の海外展開に係る貸付審査や使途確認事務等において、開発途上国への出張が必要な案件については、JICA沖縄は必要に応じて、現地の情報提供や出張への同行等、可能な範囲内で協力する。

3 相互の研修等への講師派遣等

- 沖縄公庫又はJICA沖縄が主催する研修やセミナー等について、共催や後援、講師の派遣等に対して、必要に応じて相互に協力して行う。

4 海外や県内の経済情報、動向等に関する情報交換

- 適宜に相互の担当者が集まり、開発途上国や県内の経済情報・動向、進出企業等に関する情報交換会を開催する。

5 調査・研究

- 相互に情報の提供や交換等を行い、開発途上国の調査分野において、連携・協力する。

6 その他沖縄県内で事業を営む者の海外展開支援に寄与する事項

以上